

近江八幡市告示第 25 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定に基づき特定工程及び特定工程後の工程を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 4 日

近江八幡市長 小西 理

1 中間検査を行う区域

近江八幡市全域（沖島を除く。）

2 中間検査を行う期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

建築しようとする部分が、次のいずれかに該当する建築物を対象とする。

(1) 新設部分の延べ面積が 50 平方メートルを超える一戸建ての専用住宅及び併用住宅

(2) 主要構造部を木造とした建築物で地上の階数が 3 以上の建築物（主要構造部の一部に木造以外の構造を併用する建築物を含む。）

(3) 新設部分の延べ面積が 50 平方メートルを超える長屋住宅

(4) 法別表第一（い）の欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物により接合する工事の工程（桝組壁工法（平成13年国土交通省告示第1540号）に定める工法をいう。以下この表において同じ。）による場合にあつては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（桝組壁工法による場合にあつては、桝組を覆う屋外側の壁又は天井を設ける工事の工程）
鉄骨造	地階を除く階数が1のもの 鉄骨の軸組を溶接し、又はボルト等により接合する工事（建て方）の工程 上記以外のもの 2階の床板の取り付け又は床板の鉄筋を配置する工事の工程	地階を除く階数が1のもの 鉄骨の軸組の相互の溶接部分又はボルト等の接合部分を覆う工事の工程 上記以外のもの 壁の外装工事、内装工事及び床板に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、組積造、プレキャスト鉄筋コンクリート造	基礎及び地中梁に鉄筋を配置する工事の工程 2階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程	特定工程時に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる。	主たる構造の工程に準ずる。

備考

- 1 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。
- 2 新設とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいう。

5 適用除外

次に掲げる建築物については、中間検査の対象としない。

- (1) 法第85条の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の11第1項又は法第68条の22第1項の規定に基づき認証を受けた者が製造する当該認証に係る型式部材等による建築物
- (3) 丸太組工法（平成14年国土交通省告示第411号に定める工法をいう。）による建築物
- (4) 移転する建築物

6 その他特定行政庁が必要と認める事項

第3項から第5項までの規定については、この告示の告示の日（以下「告示日」という。）以降に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定による計画の通知書を提出した建築物で、第2項に掲げる期間内に第4項に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用し、告示日の前日までに法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定による計画の通知書を提出した建築物で、第2項に掲げる期間内に平成24年近江八幡市告示第30号又は平成22年近江八幡市告示第15号に規定する特定工程に係る工事を完了するものについては、それぞれ同告示第3項から第5項までの規定の例による。